

## 報告事項No. 4

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表川崎市麻生市民館岡上分館の項中「川崎市麻生区岡上286番地1」を「川崎市麻生区岡上3丁目15番5号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月22日から施行する。

## 制 定 理 由

住居表示の実施に伴い、実施区域内の市民館の位置の表示を変更するため、この条例を制定するものである。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号</p>	<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号</p>																												
<p>(第1条 略)</p>	<p>(第1条 略)</p>																												
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																												
<p>第2条 川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
<p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												

改正後		改正前	
川崎市麻生市民館岡上分館	<u>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</u>	川崎市麻生市民館岡上分館	<u>川崎市麻生区岡上286番地1</u>
(以下 略)		(以下 略)	